

総務委員会資料

◎付託議案説明資料

○第117号議案

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例〔関係分〕

(女性活躍推進課) P 1

○第100号議案

令和7年度島根県一般会計補正予算(第3号)〔関係分〕

(政策企画監室) P 7

令和7年10月1日・2日

政策企画局

使用料の見直しについて

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（第117号議案） 政策企画局関係分
島根県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第72号）

1. 改正の概要

(1) 島根県立男女共同参画センター条例

第2期中期財政運営方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、物価の上昇等を踏まえた使用料の見直しを実施。

【見直しの方法】

指定管理施設の使用料（ホール・会議室使用料等）については、近隣の類似施設を参考に単価設定していることなどから、人件費、物件費、光熱水費等の上昇率を踏まえて算定した共通の改定率（+10%）を設定

【改定する使用料】

ホール、楽屋、各研修室、特別会議室、和室にかかる施設使用料

(2) 島根県立男女共同参画センター条例施行規則

ホール舞台照明の更新に伴う設備使用料の改定及びその他設備使用料の見直しを実施。

ア 設備使用料の改定

ホール舞台照明（8項目）、可搬式スクリーン

イ 設備使用料の新設

ホール舞台照明（5項目）、可搬式プロジェクター、ブルーレイディスクプレーヤー、テレビ（40インチディスプレイ）

※改定後の使用料は別紙「新旧対照表」のとおり

2. 施行期日

(1) 島根県立男女共同参画センター条例

令和8年4月1日から施行する。

(2) 島根県立男女共同参画センター条例施行規則

公布の日から施行する。（令和7年8月29日）

島根県立男女共同参画センター条例新旧対照表

(第1条関係)

改正後	改正前
<p>島根県立男女共同参画センター条例</p> <p style="text-align: center;">〔平成11年3月12日〕 〔島根県条例第13号〕</p> <p>第1条～第23条 〔略〕</p>	<p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第2条 男女平等とあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男女が共に支え合う豊かな社会の形成を図るため、島根県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）を大田市に設置する。</p> <p>第3条・第4条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) センターの施設及び設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）の使用の承認に関する業務</p> <p>(2) 施設等の使用料の徴収に関する業務</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>第6条～第12条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(使用の承認)</p> <p>第13条 施設等を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(承認の取消し等)</p> <p>第14条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、承認を取り消し、同条第3項の規定により承認に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p>

附 則 [略]

別表 (第 5 条、第15条関係)

1 施設使用料

種別	使用料の額					
	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
ホール	14,900 円	19,880 円	18,640 円	32,320 円	37,570 円	45,910 円
楽屋 1	170円	240円	220円	390円	460円	580円
楽屋 2	250円	340円	300円	550円	630円	790円
多目的研 修室	2,540 円	3,380 円	3,170 円	5,510 円	6,410 円	7,840 円
研修室 1	2,970 円	3,970 円	3,720 円	6,450 円	7,510 円	9,180 円
研修室 2 又は研修 室 3	1,880 円	2,500 円	2,350 円	4,100 円	4,750 円	5,830 円
研修室 4	1,930 円	2,580 円	2,430 円	4,210 円	4,890 円	6,000 円
研修室 5	2,100 円	2,810 円	2,620 円	4,570 円	5,310 円	6,500 円
研修室 6	3,910 円	5,220 円	4,890 円	8,500 円	9,870 円	12,070 円
特別会議 室	4,250 円	5,670 円	5,310 円	9,210 円	10,720 円	13,110 円
和室	1,870 円	2,490 円	2,340 円	4,080 円	4,740 円	5,810 円

備考 [略]

(使用料の納付)

第15条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならぬ。

2 [略]

第16条～第23条 [略]

附 則 [略]

別表 (第 5 条、第15条関係)

1 施設使用料

種別	使用料の額					
	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
ホール	13,550 円	18,080 円	16,950 円	29,390 円	34,160 円	41,740 円
楽屋 1	160円	220円	200円	360円	420円	530円
楽屋 2	230円	310円	280円	500円	580円	720円
多目的研 修室	2,310 円	3,080 円	2,890 円	5,010 円	5,830 円	7,130 円
研修室 1	2,700 円	3,610 円	3,390 円	5,870 円	6,830 円	8,350 円
研修室 2 又は研修 室 3	1,710 円	2,280 円	2,140 円	3,730 円	4,320 円	5,300 円
研修室 4	1,760 円	2,350 円	2,210 円	3,830 円	4,450 円	5,460 円
研修室 5	1,910 円	2,560 円	2,390 円	4,160 円	4,830 円	5,910 円
研修室 6	3,560 円	4,750 円	4,450 円	7,730 円	8,980 円	10,980 円
特別会議 室	3,870 円	5,160 円	4,830 円	8,380 円	9,750 円	11,920 円
和室	1,700 円	2,270 円	2,130 円	3,710 円	4,310 円	5,290 円

備考 [略]

2 [略]

2 [略]

島根県立男女共同参画センター条例施行規則新旧対照表

改正後					改正前				
島根県立男女共同参画センター条例施行規則 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 平成11年3月30日 島根県規則第24号 </div>					(趣旨) 第1条 この規則は、島根県立男女共同参画センター条例 (平成11年島根県条例第13号。以下「条例」という。)の 施行に関し必要な事項を定めるものとする。				
第1条～第5条 〔略〕					第2条～第4条 〔略〕				
附 則 〔略〕					附 則 〔略〕				
別表 (第5条関係)					別表 (第5条関係)				
種別	区分	品名	単位	使用料 (1回につ き)	種別	区分	品名	単位	使用料 (1回につ き)
舞台関係設備 〔略〕					舞台関係設備 〔略〕				
照明設 備	ホール	〔略〕	〔略〕	580円	照明設 備	ホール	ボーダーライ ト	1列	470円
		〔略〕	〔略〕	640円			アッパーホリ ゾントライト	1列	570円
		〔略〕	〔略〕	1,100円			クセノンピン スポットライ ト	1台	1,670円
		〔略〕	〔略〕	70円			サスペンショ ンライト	1台	60円
		〔略〕	〔略〕	70円			サイドスポッ トライト	1台	60円
		〔略〕	〔略〕	80円			シーリングラ イト	1台	60円
		ローアーホリゾ ントライト	1列	800円			〔新設〕		
		フレネルスポ	1台	60円			〔新設〕		

		ツットライト (125W)		
		平凸スポット ライト (125 W)	1台	60円
		フレネルスポ ットライト4 色カラー (115W)	1台	70円
		プロファイル スポットライ ト (310W)	1台	80円
		[略]	[略]	1,270円
		[略]	[略]	2,330円

音響設備 [略]

映像設 備 ホール・研修室 [略]

映像設 備	共通	[略]		
		[略]	[略]	110円
		[略]		
		[略]		
		可搬式プロジ ェクター	1台	250円
		ブルーレイデ ィスクプレー ヤー	1台	20円
		テレビ (40イ ンチディス プレイ)	1台	60円

楽器・その他設備器具 [略]

様式第1号・様式第2号 [略]

		[新設]		
		[新設]		
		[新設]		
		照明セット (A)	1セッ ト	970円
		照明セット (B)	1セッ ト	1,520円

音響設備 [略]

映像設 備 ホール・研修室 [略]

映像設 備	共通	[略]		
		可搬式スクリ ーン	1台	70円
		資料提示装置	1台	280円
		可搬式ディス プレイ	1台	190円
		[新設]		
		[新設]		
		[新設]		

楽器・その他設備器具 [略]

様式第1号・様式第2号 [略]

【第100号議案】

令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号） [関係分]
 （令和7年9月補正予算）
 （政策企画局）

（単位 千円）

事業名	補正前の額	補正額	計	概要	予算科目		
					款	項	目
政策企画監室	368,169	△ 24,914	343,255	財源 県 △24,914			
1 一般職給与費	223,344	△ 24,914	198,430	一般職員 22人（3名減）	2	2	1
女性活躍推進課	587,962	10	587,972	財源 県 10			
1 一般職給与費	79,585	△ 3,465	76,120	一般職員 10人	2	2	1
2 あらゆる分野での女性の活躍推進事業費	77,231	3,475	80,706	女性がいきいきと職業生活で活躍できる環境づくりを進めるため、県内の民間企業で活躍する女性リーダーによる座談会を開催	2	2	1
秘書課	131,203	4,395	135,598	財源 県 4,395			
1 特別職給与費	40,566	0	40,566	特別職 2人	2	1	1
2 一般職給与費	61,872	4,395	66,267	一般職員 8人	2	1	1
広聴広報課	474,460	△ 8,269	466,191	財源 県 △8,269			
1 一般職給与費	105,876	△ 8,269	97,607	一般職員 14人（1名減）	2	1	1
統計調査課	788,448	△ 10,682	777,766	財源 県 △10,682			
1 一般職給与費	212,574	△ 10,682	201,892	一般職員 31人（1名減）	2	7	1
政策企画局合計	2,350,242	△ 39,460	2,310,782	財源 県 △39,460			
うち職員給与費を除く	1,626,425	3,475	1,629,900	財源 県 3,475			
うち職員給与費	723,817	△ 42,935	680,882	財源 県 △42,935 （特別職2人 一般職員85人）			